

横手市公の施設の指定管理者候補者決定基準

申請資格等（申請の形式的要件）審査

申請資格

次に掲げる申請資格を有しない者は失格とします。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とします。

ア 法人その他の団体であること

イ 横手市内に事業所（事務所）を有すること

団体を構成員とする連合体（以下「連合体」という。）にあっては、すべての構成員が横手市内に事業所（事務所）を有することを要件とします。

欠格事項

次に掲げる欠格事項に該当するものは失格とします。なお、確認基準日は、申請期間終了後の申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とします。

(1) 当該団体の責めに帰すべき事由により横手市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない団体

(2) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者

ウ 横手市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

(3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体

その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 申請者が本施設について複数の申請をしている場合

ア 単独で申請した団体が、他の連合体の構成団体として申請した場合

イ 連合体として申請した構成団体が、単独で、又は他の連合体の構成員として申請した場合

(2) 申請書類が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

ア 募集要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの

イ 記載事項に不備があるもの

- a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- b 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

審査及び選定の方法

選定基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- (3) 効率的な管理が行われること。
- (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- (5) 前記に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準

審査の内容と選定

- (1) 申請資格等審査（形式要件審査）
- (2) 加点項目審査

申請資格等審査項目を満たしていると判断した申請者を対象として、選定委員会各委員により、申請書類に記載された内容について、「指定管理者候補者選定に係る加点審査項目の得点化基準」に従って得点化します。

- (3) 最適な候補者の選定

加点項目審査の結果に基づく順位付けを行い、選定委員会において指定管理者の候補者として最適と認める第一順位の団体を決定し、市長に報告します。

市長は、選定委員会の報告を踏まえ、最適な候補者を選定します。